

# 三菱 UFJ 年金情報

## Mitsubishi UFJ Pension Report

企業年金関係者のための月刊総合情報誌

### 《目次》

《退職給付会計に関する話題》	
改正退職給付会計の開示に関する留意点	… 1
《海外年金制度の動向》	
オバマ大統領の提案する新退職勘定制度“myRA”	… 5
《企業と年金基金の年金ライフプランセミナーについて(6)》	
40歳代からのPLPの必要性和今後のPLPのあり方について	… 9
《退職給付会計関連数値の長期分析(2)》	
年金資産の残高推移	… 13
《年金基礎講座(制度・財政編⑤)》	
財政方式	… 18
《年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話》	
インフレヘッジとしての不動産投資	… 19
《CSRとサステナビリティ》	
地球の定員オーバー問題(11)	… 21
《アドリブ経済時評》	
蔓延する若年層のスマホ依存症	… 24

2014年  
3月号

## 退職給付会計に関する話題

### ～改正退職給付会計の開示に関する留意点～

#### 《要約》

改正された会計基準ではより詳細な開示が求められます。特に、制度概要の説明では実施している制度を羅列するのではなく、具体的な制度概要の説明が必要となります。また、年金資産の内訳の開示も求められます。積立型・非積立型別の開示や年金資産の内訳開示では、退職給付信託の存在が数値に大きく影響を与える可能性があります。

今年度末から改正退職給付会計が適用され、その後提出する有価証券報告書では、改正基準に基づく注記が求められることとなります。そこで新基準で行う注記についてポイントになると考えられる点について検討します。なお、適用指針で示されている内容は最低限網羅すべき内容であり、企業が独自に、より詳細な開示を行うことについてはむしろ奨励されると考えられます。また、ここで意見に係わる部分は筆者の個人的な見解であり、所属する組織のものではないことを、予め申し上げておきます。

#### 1. 実施している制度の状況についての開示

これまでの開示では、「企業の採用する退職給付制度」を開示することになっており、多くの会社では、採用している制度を網羅的に並べるという開示でした。例えば、「当社は確定給付型の制度として確定給付企業年金及び退職一時金制度を採用しています。一部連結子会社は確定拠出年金制度を実施しています」などの記載が行われていました。

##### (第1図) 適用指針における記載例

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である）では、給与と勤務期間に基づいて一時金又は年金を支給する。ただし、一部の連結子会社では、確定給付企業年金制度にキャッシュ・バランス・プランを導入している。当該制度では、加入者毎に積立額及び年金額の原資に相当する仮想個人口座を設ける。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと給与水準等に基づく拠出クレジットを累計する。一部の確定給付企業年金制度には、退職給付信託が設定されている。

退職一時金制度（非積立型であるが、退職給付信託を設定した結果、積立型制度となっているものがある）では、退職給付として給与と勤務期間に基づいた一時金を支給する。

今回の開示では「採用している退職給付制度の概要」の開示が求められます。既存基準との差異を感じられない方もいらっしゃるかもしれませんが、適用指針での記載内容（第1図）を見ると、これまでの記載とは大きく異なる記載が求められることは明らかなです。数値を開示する類のものでないため、今回の開示基準の改正で、どのように記載するかで最も悩む項目かもしれません。

要するに給付の算定方法などについて具体的に示すことが必要となります。キャッシュ・バランス・プランであれば表記のように拠出クレジットの算定方法や利息クレジットの付与方法、給与比例制では、給与×支給乗率で給付額が算定されることを記載する必要があります。記載例に登場しなかった給付算定方法で、一般的に行われている制度としてはポイント制の制度がありますが、さしずめ「勤続年数及び職能資格毎に定められたポイントを勤務期間中に累積し、退職時に累積されたポイントにポイント単価を乗じた額を一時金として支給する」などといった表現になることが想定されます。もちろん、こうした記載に関しては、各社の制度の実態に応じて記載する必要があります。

また、適用指針の記載例で注意すべき点は、退職一時金制度に退職給付信託を設定した場合、積立型制度にカウントされることです。改正基準では、積立型と非積立型制度に分けて退職給付債務の額を開示（積立型制度では年金資産も開示）することになっていますが、退職一時金に対して退職給付信託が設定されている場合は、積立型に分類されることとなります。例えば、退職一時金と企業年金を併用している会社で、退職給付債務の額は退職一時金が50%で退職給付債務に対して10%相当の退職給付信託が設定されていたとします。一方、企業年金は残る50%相当の退職給付債務に対して80%の積立型となっていた場合、退職給付債務はすべて積立型制度のものとなり、退職給付債務に対する年金資産の比率（積立比率）は45%と表示されることとなります。年金制度では比較的高い積立比率を維持していたとしても、積立型制度全体ではむしろ低い積立比率にとどまってしまうこととなります。

## 2. 年金資産の内訳開示

これまでは、年金資産に関連しては残高及び期待運用収益（及び期待運用収益率）の開示のみでしたが、今般の改正基準では年金資産の期首残高と期末残高の調整表において数理計算上の差異の当期発生額の開示が求められます。期待運用収益の開示と数理計算上の差異の発生額が分かれば、当期の実際のパフォーマンスの額が判明することとなります。これまでは、年金資産の残高情報が開示されるのみでしたから、その増減がパフォーマンスによるものか、あるいは掛金拠出と給付という資金の流出入によるものかは判別できませんでした。これからは、年金資産の増減要因が外部から明確に見えるようになります。

さらに、今回の開示では年金資産の内訳、すなわちアセットアロケーションの開示が要求されます。したがってパフォーマンスをもたらした要因も明確になるわけです。もちろん、年金資産は高い運用収益を確保すればよいというものではなく、許容されるリスクの

範囲内でより高いリターンを得ることが求められます。ただ、それが実践されているかどうかは、こうしたアセットアロケーションで判断されることとなります。

会計基準委員会が作成した適用指針では、開示する資産分類に関して、株式、債券、現金及び預金、その他という4つの分類を例示しています。したがって、最低限、適用指針で示された例に倣う必要があります。最低限としたのは、通常、年金制度で運用評価や運用計画を行う場合、国内外の債券・株式という4資産での分類に加えて一般勘定やその他といった分類で表示すると思われるからです。投資家等が、企業年金のリスクプロファイルを判定する際にも、そうした分類で開示されるほうが、使い勝手は良いと考えられます。

IR 戦略的にはそうしたより詳細な開示が望まれるのではないのでしょうか。

なお、資産の内訳開示に関しても、退職給付信託の存在が影響を及ぼす可能性があります。退職給付信託が資産分散を行うことを前提に設定された運用版の退職給付信託である場合は別ですが、持合株式を継続保有することを前提に設定された株式版退職給付信託がある場合、年金資産の構成比が歪んでしまう可能性があるからです。歪んでしまうという表現を使ったのは、企業年金制度に基づく年金資産においてリスク許容度を勘案し効率的なポートフォリオを構築したとしても、退職給付信託で保有する国内株式を加えると意図しないポートフォリオに姿を変えてしまう可能性があるからです。

(第1表) 株式版退職給付信託を加えたポートフォリオの開示例

年金資産	1,500					
企業年金	1,200	国内債券	480 (40)	開 示 例 ①	債券	40%
		国内株式	300 (25)		株式	52%
		外国債券	120 (10)		現金他	8%
		外国株式	180 (15)		合計	100%
		現金他	120 (10)		国内債券	32%
		合計	1,200 (100)		国内株式	40%
退職給付信託	300	国内株式	300 (100)	開 示 例 ②	外国債券	8%
					外国株式	12%
					現金他	8%
					合計	100%

(注) 企業年金、退職給付信託の資産額の数値の( )内は各々の資産合計に対する構成比

例えば、第1表のとおり、1,500の年金資産を保有していたとして、企業年金制度に基づく年金資産が1,200、株式版退職給付信託が300だとします。企業年金の資産構成は表記のとおり、極端にリスクが高い資産構成とは思われません。ところが、退職給付信託で保有する国内株式を加えて、適用指針で示されている分類で資産構成を計算すると株式が5割を超すハイリスクのポートフォリオが表示されます。また、主要4資産の分類で表示して

も国内株式が40%という資産構成となります。仮に、こうした資産構成で長期期待運用収益率が2.0%というような水準とした場合は、リスクとリターンの関係を論理的に説明することは困難になります。なお、退職給付信託の残高の開示に関しては、退職給付信託が企業年金制度を受益者に設定した場合で、当該退職給付信託の残高が年金資産全体に対して重要性がある場合にのみ開示が義務づけられます。したがって、第1表のようなケースで、設定されている退職給付信託が退職一時金制度を受益者として設定されている場合は、残高は開示しなくてもよいこととなります。ただ、そのケースで退職給付信託の残高を開示しないと、企業年金の運用ストラテジーに関してより説明しづらくなるともいえます。

退職給付信託で保有する株式を売却して分散投資を行うスキームに変更すれば、こうした問題は解消されます。ただ、もともと売却が困難な株式を有効活用する手段として作られたスキームであり、簡単に売却するわけにはいかないという事情があるかもしれません。また、設定された退職給付信託の取扱いに関する制約（解約が不能であり、事業主の他の資産との取り替えや買戻しが不能であるなど）があり、そうした制約を克服しうる解決法も見出しにくい状況です。

とはいえ、退職給付信託を設定した背景を説明し、企業年金で意図したポートフォリオの実態から乖離していることを説明する必要性が生じる可能性があります。また、当面は経営上売却が困難であればその旨の理解を得ることも必要かもしれません。ただ、年金資産は最終的には現金化して給付に充てられるべき資産であり、売却を前提としない株式を継続保有することとは矛盾が生じます。企業年金及び退職給付制度全体のリスク管理という側面からも、時間はかかるとしても検討を進めていく課題であると考えます。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

## 海外年金制度の動向

### ～オバマ大統領の提案する新退職勘定制度“myRA”～

#### 《要約》

米国のオバマ大統領が一般教書演説の中で、新しい退職勘定制度“myRA”の創設を発表しました。背景には、米国の労働者の半分近くが401(k)プランなどの退職給付制度を雇用主から提供されておらず、将来の老後資金不足が懸念されることがあります。

対象は、一定所得以下の労働者ですが、これまで積立を行っていなかった人に積立を始めってもらう狙いがあります。早期に開始できるように、法案の成立を必要としない大統領令によって実施される予定です。試験的に一部の企業で、本年中にスタートするとされています。国債により安定運用され、課税方法は、現行のIRA（個人退職勘定）の種類の一つであるロスIRAに準じるとしています。つまり、拠出時課税、運用時・給付時非課税です。

従来から、予算教書の中で中小企業の労働者を対象に、自動加入のIRA制度の導入が提案されていましたが、法案成立が要件になっており、未だ実施されていません。

日本でも、少子高齢化、公的年金のスリム化、企業年金のカバー率が減少する中で、老後生活資金の確保が課題となってきています。

本年1月28日に米国のオバマ大統領が、今後の施政方針を述べる一般教書演説を行いました。演説内容は、経済・財政、外交など多岐にわたりますが、その中で、新しい退職勘定制度“myRA”を提案しています。これは、My Retirement Accountの略で、自助努力による任意の制度であるIRA（Individual Retirement Account、個人退職勘定）と位置付けが似ています。

本号では、提案の背景と各種報道から制度概要をご紹介します。

#### 1. 提案の背景

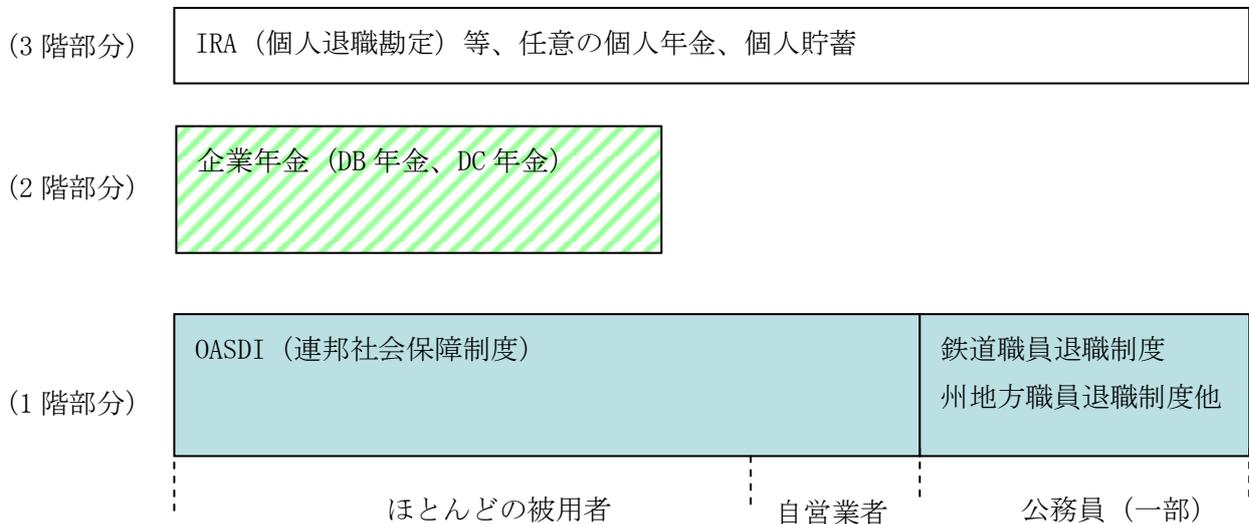
米国では、従業員の老後資産形成手段は、1階部分が公的年金である社会保障年金、2階部分がDB年金や、DC年金の太宗を占める401(k)プランなど、そして3階部分には自助努力として任意に加入するIRAなどがあります（第1図参照）。ところが、約半数の労働者に対して2階部分の退職給付制度が提供されていないことが問題とされています。というのは、社会保障年金は日本の厚生年金の報酬比例部分を若干上回る水準にとどまるため、老後資金には不足するからです。

そのため老後資金を確保するための対策としてオバマ政権は、2010年2月に発表した2011年予算教書で、退職給付制度を提供されていない中小企業（従業員10人以上）の労働者を

対象に、自動加入（一旦全員が加入し、希望しない場合は脱退も可能）のIRA制度（自動IRA）の導入を提案していました。しかし、未だ法案は成立には至っていません。今般の提案は、IRAを活用して、小口での資産形成を希望する積立初心者が加入しやすいようにするもので、法案の成立を必要とせず、大統領令の発布のみで実施でき、この自動IRAの提案とは併存すると思われます。それだけ老後資金不足への対策は急がれていると言えます。

大統領は、演説の中で財務省(Department of the Treasury)に検討を指示すると述べており、実際、制度概要の資料などを、インターネットの専用HP（"ready save grow"と呼ばれる）を通じて広報しています。

(第1図) 米国の年金制度



2. 米国のIRA

IRAは、1974年の従業員退職所得保障法(エリサ法)により創設された制度です。目的は、企業の退職給付制度へ加入するというメリットを受けられない中小企業の従業員や個人のために老後資金の積み立て手段を提供することです。米国の世帯の約4割が加入し、最も一般的な退職後資金の積み立て制度です。金融機関に口座を持ち、一定額までの掛金に対し税制優遇を得られる個人年金です。また、DB制度やDC制度からの移行資金の受け皿でもあります。規模も大きく、2013年9月末の資産額は6.2兆ドルとDB制度の2.9兆ドル、401(k)プランの4兆ドルを大きく上回っています。

IRAの種類は第1表の通り、大きく4つに分かれます。通常型は、1974年にスタートした伝統的な制度で、個人が契約し、掛金や運用益に税制優遇が受けられるタイプです。なお、途中引き出しには、給付額の10%のペナルティがかかります。それに対し、ロスIRAという制度があります。IRAの規制緩和の一環として、ロス上院議員が提案したもので、法案提出者の名前にちなんで名づけられた制度です。ロスIRAは掛金には課税されますが、運用益や

給付金は原則非課税になります。さらに、SEPやSIMPLE IRAは、手続きを簡素化して、設立を容易にしたもので事業主を通じて加入、掛金の一部も事業主が拠出するタイプです。

(第1表) IRAの種類

通常型 I R A	1974年のERISA法で制定、拠出上限年5,500ドル、拠出時・運用時非課税。
ロス I R A	1997年の税制改革により制定、拠出金が所得控除にならない代わりに運用収益、給付金が原則非課税になる制度。拠出上限年5,500ドル。
S E P	企業が拠出し、人数制限なし (Simplified Employee Pension)
S I M P L E	1997年より導入された企業がマッチング拠出する被用者年金制度。従業員100人未満の中小企業が対象。(Savings Incentive Match Plan for Employees)

### 3. 提案内容

財務省及びホワイトハウスから発表された”myRA”の制度概要は以下の通りです。

#### ①目的

- ・ 簡易で、安全で、初めて老後資金形成を行うのにふさわしい制度を提供すること。

#### ②対象

- ・ 年収 129,000 ドル未満の労働者（夫婦では 191,000 ドル未満）を対象に、ロス IRA の勘定を利用する（拠出上限は、年 5,500 ドル又は報酬の少ない方、50 歳以上は、1,000 ドル増）。
- ・ 2 階部分の DB 制度や 401 (k) プランを事業主から提供されていない者が加入しやすい制度。

#### ③管理方法

- ・ 加入は、各人がオンラインで行い、事業主による給与天引きにより、希望者について、最低 25 ドルの掛金で口座を開設し、給与支給ごとに最低掛金 5 ドルで給与の一部を拠出する。
- ・ 国債運用であるから元本は確保されており、手数料もなく従業員を引き付ける効果がある。
- ・ 事業主が実施しやすいように、従業員への説明や勘定管理、マッチング（企業）拠出は義務付けられない。集めた資金を送金するだけでよい。
- ・ いつでも引き出し可能で、運用益は 59.5 歳以降では非課税である。

#### ④運用方法

- ・ 政府が運営し、運用は、G ファンドと呼ぶ連邦職員の任意加入の貯蓄プランで使うファンドで、国債投資型ファンド(Government Securities Investment Fund)による。
- ・ 勘定の残高が 15,000 ドルに達するか、又は 30 年経過した場合には、民間の金融機関

で運営するロス IRA の勘定に移換され、資金のポータビリティがある。移換方法の詳細は、実施時までには財務省から発表される予定である。

- ・ 課税方法は、ロス IRA と同様の、拠出時課税、運用時・給付時非課税である。

#### ⑤実施方法

- ・ 2014 年中に実施される予定だが、最初は試験的に一部の企業に限られる見込みである。

#### 4. 今後の課題

元本が確保される運用であり、手数料もなく少額でも加入できますが、自動加入のような強制力がないため、どこまで加入率を伸ばせるかが課題です。また、国債による運用であるため、安定している半面、相対的に低い運用利回りにとどまることになります。長期運用で比較的风险がとりやすい年金資産の運用において、高い利回りが期待できるリスク資産への運用ができないというマイナスもあります。

退職勘定制度については、401 (k) プランを始め公務員等を対象とした 403 (b) プランや各種 IRA、自営業者のキオプランなど種類が多く、複雑になっています。自動 IRA が実現すれば、さらに複雑さが増すため、制度のわかりやすさも必要となってくるでしょう。

日本では適格年金の廃止などにより、企業年金の普及率が下がったため、老後資金形成の手段の充実は喫緊の課題と言えます。その意味では、こうした米国の取り組みは参考となるでしょう。

以上

年金コンサルティング部 リサーチグループ 遠藤忠彦

#### <主な参考資料>

- ・ ”myRA : A Simple, Safe, Affordable Retirement Savings Account ”  
(US Department of the Treasury) <http://www.treasurydirect.gov/readysavegrow/>
- ・ ”FACT SHEET: Opportunity for All: Securing a Dignified Retirement for All Americans”  
(The White House)

## 企業と年金基金の年金ライフプランセミナーについて（6）

### ～40歳代からのPLPの必要性和今後のPLPのあり方について～

#### 〈要約〉

多様化する定年退職後の雇用形態や個人の生活様式に対して、企業や年金基金は従業員や加入者が定年退職後の生活を安心して暮らせるよう、生活設計の支援がより必要となってきました。そのためには若い頃（40歳代）から生活設計と退職に向けた準備を行う大切さを伝え、自らの生活設計を考えるきっかけ作りを支援することが大切です。

また、労働人口が減少していく中、定年退職者が地域社会の基盤となり、今後高齢化する地域社会を支える役割を担うことが、活力ある高齢化社会に繋がり、自分の能力を社会に貢献することで生きがいの保有に繋がります。

「年金ライフプランセミナー」は、わが国の高齢化社会を支え、活力ある社会「アクティブ・エイジング」に変えていくための重要な役割を担っています。

#### 1. 新しいライフプランセミナーの必要性

日本では60歳定年の企業が多く、「高年齢者雇用確保措置」による継続雇用制度の導入企業が82.6%を占めています<sup>1</sup>。一般的に継続雇用制度では給与が退職前に比べて下がる事が予想されますが、賃金が75%未満に下がった場合は雇用保険から高年齢雇用継続給付金が受給できます。前回述べたように多様化する定年退職後の働き方や個人の生活様式、個人の価値観に対して、企業や年金基金は従業員や加入者が定年退職後の生活を安心して暮らせるよう、生活設計の支援がより必要な時代となってきました。

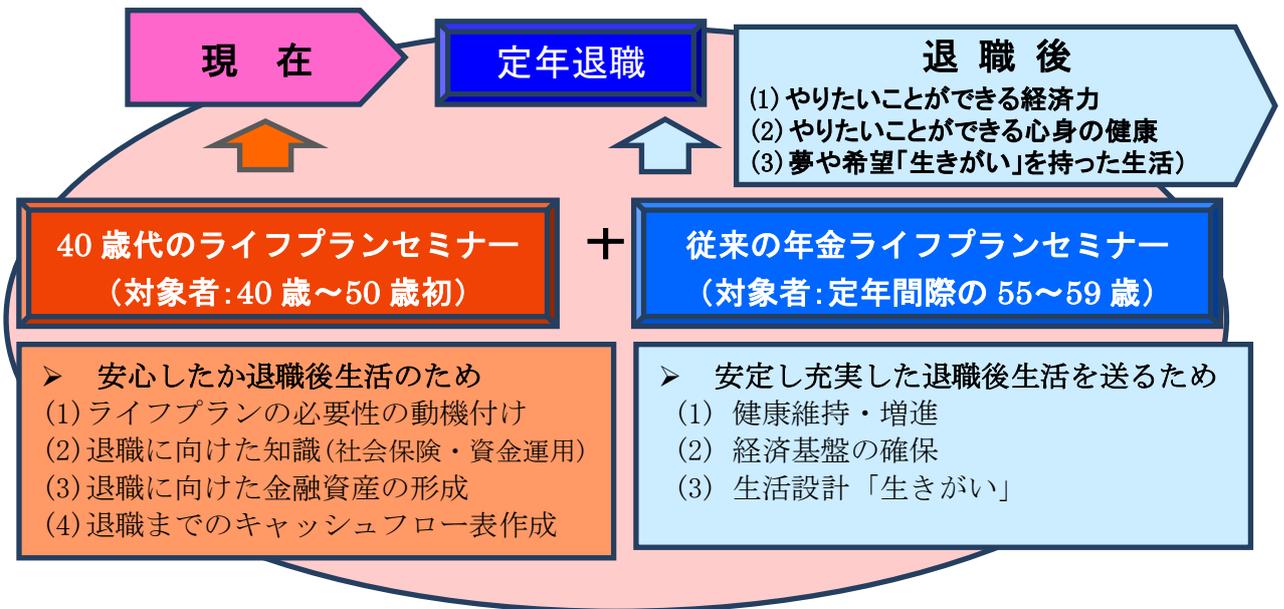
定年退職後の生活を安心して暮らすためには、しっかりとした生活設計を作るとともに、退職までにある程度の金融資産を貯蓄するための期間が必要です。若い頃から将来に向けた生活設計プランと退職への準備が必要であり、従来のように退職間際の世代（55～59歳）へのPLPだけではなく、より若い年齢層を対象としたPLPの実施が必要と思われます。実際に定年間際でPLPセミナーに参加した受講者からは「もう少し若い時に受講したかった」という声が多く聞かれます。定年間際で受講したのでは、定年退職までの期間がないため、退職に向けた生活プランの準備や金融資産の形成ができません。そのため、定年退職まである程度の期間がある若い年齢（40歳代等）から自らのライフデザインを考え、定年退職に向けた生活設計の作成と退職に向けた準備を始めることが必要と思われます。

生活設計を若い頃から作成することにより、心の準備と資産形成のための十分な準備期間ができ、途中での見直しも可能となります。「ライフプランセミナー」の意義を再認識し、より若い年齢層に対して定年退職後の生活設計を行う大切さを早い時期から認識してもらい、自らの生活設計を考えるきっかけ作りと定年退職に向けた準備を支援していく必要が

<sup>1</sup> 厚生労働省（2013）「平成25年 高年齢者の雇用状況の集計結果」2013.10.30  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000027435.html>, 2013.11.4).

あります。退職間際と併せて若い年齢でPLPを実施することはコスト面で難しいかもしれませんが、確定拠出年金を導入している企業などでは、加入者への継続教育（2008年の年金確保支援法により事業主の実施義務化が明文化）として実施することも考えられます。

（第1図）新しいライフプランセミナー「40歳代からのPLP」



## 2. 新しい40歳代からのライフプラン

40歳代からのPLPに必要なカリキュラムは何でしょうか。必要な項目としては、①若い頃から定年退職後に向けた準備を行う必要性の動機付け、②年金など社会保険に関する知識と定年退職に向けた金融資産形成のために必要な資金運用の基礎知識、③定年退職に向けたライフデザインとライフプランの作成、④定年退職までのキャッシュフロー表の作成、などが必要と考えられます。従来の定年間際のPLPと比較して、社会保険などについては年金以外にも雇用保険や介護保険などの説明を入れるとよいでしょう。また、資産形成のための資金運用の基礎知識が必要となります。将来の年金額を知ることや現状の家計の収支を知り、退職までのキャッシュフロー表を作成して、退職時の資産額を算出してみるとよいでしょう。これらの情報を基に退職までの生活設計を考えてみるのが大切です。

### 【40歳代からの新たなPLPの必要性】

- (1) 安定し充実した退職後生活を送るため、「40歳代」から定年退職後の生活に備えるための準備を行う大切さの動機付け
- (2) 定年退職後の生活に必要な知識として、年金など「社会保険の知識」と定年退職に向けた金融資産形成のために必要な「資金運用の基礎知識」
- (3) 定年退職に向けたライフデザイン、ライフプランの作成を通して、自らの定年退職後の生活設計を作成

【40歳代のPLPのカリキュラム案】

項目	内容
(1)40歳台からのライフプランの必要性	定年退職後に向けた生活設計（ライフプラン）の必要性
(2)社会保険の知識	国民年金と厚生年金、在職老齢年金、遺族年金、障害年金 雇用保険、医療保険、介護保険、税金の基礎知識など
(3)資金運用の基礎知識	資金運用の考え方、資金運用の基礎知識
(4)キャッシュフロー表の作成	現在から退職時または年金支給開始時までのキャッシュフロー表の作成、自分の年金受取額の確認（ねんきん定期便で確認）
(5)ライフデザインとライフプランのイメージ作り	自分の将来のライフデザインとライフプランの作成 （自分がどのような退職後の生活を送るかのイメージ作り）

3. 今後のPLPのあり方について

公的年金の機能が縮小していく中、自助による定年退職に向けた資産形成が必要となっています。定年退職者の多くがもう少し仕事を続けたいと考えており、定年退職後も働ける場と自分の能力を活かせる場が求められています。自らのキャリアデザインを通して、自分の能力を生かせる新たな活動の場を見つけることが必要となります。企業や年金基金は、従業員と加入者に対して、若い頃から自らのライフデザインとライフプランの作成の大切さを伝え、退職準備教育や退職に向けた相談を充実させるなどの支援をしていくことが求められています。また、生きがいを持って生活するためには、現役時代に培った能力を活かせる場が必要であり、せっかく培った能力を活かせる場がないことは、社会全体にとっても大きな損失となります。

日本の高齢化は今後も進展し、「平成25年版高齢社会白書」<sup>2</sup>によると、高齢化率は2060年（平成72年）には39.9%に達し、2.5人に1人が65歳以上の時代となります。日本は既に人口減少局面に入り、今後65歳未満の労働人口が減少していきます。総人口と65歳未満の労働人口が減少していく反面、65歳以上の高齢者の割合が増加していきます。定年退職者の能力を活かす場を作り、高齢者の労働力を活かせる社会が必要であり、今後の日本の高齢社会への対応策となります。少子高齢化による人口構造の変化と超高齢社会に対応するため、能力を持った定年退職者が地域社会の基盤となり、高齢化する地域社会を支える役割を担うことが活力ある高齢化社会に繋がります。定年退職後は企業労働のみならず、社会活動などの「アンペイド・ワーク」<sup>3</sup>を行うことが社会にとっても有用であるとされています（前田, 2006）。世界保健機構（WHO）も高齢期の生活の質（quality of life）を高めるため、社会的、経済的、文化的、精神的な活動や社会活動への参加を継続し、「健康（Health）」「参加（Participation）」「安全（Security）」のための機会を最大化する「アクティ

<sup>2</sup> 内閣府（2013）「平成25年版高齢社会白書」  
（[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/gaiyou/s1\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2013/gaiyou/s1_1.html), 2014.1.21）。

<sup>3</sup> アンペイド・ワークとは、経済的な利益を生み出す賃金労働と対比し、金銭的な対価を伴わない無償労働のことで、家事・育児・介護・看護などの家庭内労働や、ボランティア活動などの社会活動を指す。

ブ・エイジング (Active Ageing)」を推奨しています<sup>4</sup>。

個人の生活様式が多様化する中、自分に合った定年退職後の新たな活動の場と社会参加の仕方を模索し、定年退職後も自分の能力を活かし社会に貢献できる活動の場を見つけることが、今後の高齢化社会への活力となり、自らの生きがいの保有にも繋がります。活力ある社会のため、定年退職者の社会参加を促し、今後の超高齢化社会を活力ある社会「アクティブ・エイジング」としていくことが求められています。

#### 4. さいごに

サラリーマンにとって就業中は「仕事」から充足感を得て、「仕事」に生きがいを見出すことができます。しかし、定年退職後は「仕事」に代わる生きがいの場が必要となります。生きがいは、個人の生活や心理的要素が複雑に影響するものであり、それ自体非常に多様性を持つものです。また、年齢とともに生活が変化し、それに伴い生きがいの意味や価値観も変化していきます。そのため、自ら定年退職後の新たな「生きがいの場」を見出していく必要がありますが、定年退職後にすぐに新しい生きがいの場を見つけることは難しく、若い頃から趣味や社会参加などを通して定年退職後の生きがいの場を作っておくことが大切です。働き方が変化し個人の生活様式が多様化していく中、生きがいの意味や価値観も変化しており、人それぞれの生きがい感の構築が必要となります。企業や年金基金は従業員や加入者に対して、生きがいの大切さとそれを見出すための方策をPLPを通して伝えていくことが大切です。全てのサラリーマンが定年退職後の生活を安心して有意義に暮らせるようにするためには、①「健康の維持・増進」、②老後生活を安心して暮らせる「経済基盤の確保」、③定年退職後の「生きがいの場の確保」が必要であり、これこそがPLPの意義と言えましょう。PLPはこれからの日本が超高齢社会へ突入していくための大切な対応策の鍵となります。今後、増加する高齢者の力を社会参加を通して地域や社会に還元し、活力のある高齢化社会「アクティブ・エイジング (Active Ageing)」にしていくことが求められており、PLPは今まで以上に重要な意義を持つようになっていきます。

経済環境と雇用環境が変化し、人々の退職後の生活様式が多様化する中、年金ライフプランセミナーの意義と今後のあり方について述べてきました。企業と年金基金の皆様は年金ライフプランセミナー (PLP) の大切さを再認識して頂き、少しでも今後のライフプランセミナーの参考にして頂ければ幸いです。従業員と加入者が安心して生きがいを持って退職後の生活を暮らし、活力ある高齢化社会に繋がることを期待しています。

年金カスタマーサービス部 管理事務サービスグループ 菅谷和宏

<sup>4</sup> 前田信彦 (2006) 『アクティブ・エイジングの社会学』 ミネルバヴァ書房, p.9.

## 退職給付会計関連数値の長期分析（2）

### ～年金資産の残高推移～

#### 《要約》

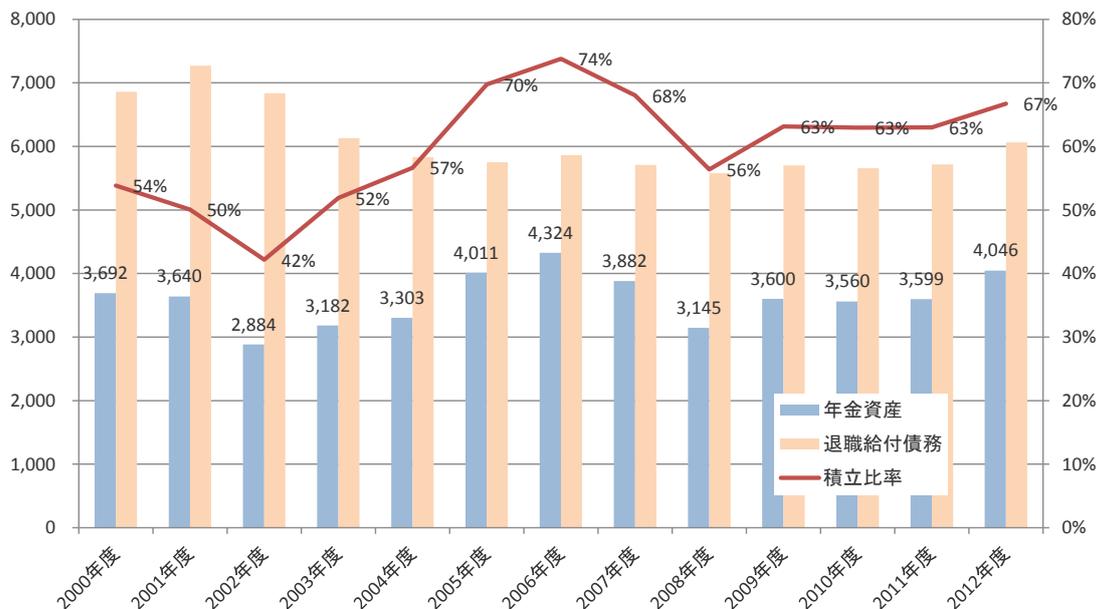
年金資産は、2000年度以降、パフォーマンス悪化で2度にわたり大幅な減少を経験しました。また、代行返上が行われた期間や昨年のように金利急低下と株高・円安が同時進行した時期を除けば数理計算上の差異の発生はパフォーマンスに応じて発生しました。

代行返上や確定拠出年金制度への移行などは、退職給付債務や年金資産を圧縮することで数理計算上の差異の発生を抑止する目的で行われたケースも少なくないと考えられます。この結果、年金資産が大きく減少した会社は毎年少なからずあることがわかります。

先月は、退職給付債務の長期推移について分析しましたが、今月は年金資産の推移について検討します。マーケットは、この間2度にわたって大幅な後退局面を経験しましたが、数理計算上の差異の発生状況等も併せて振り返ります。

#### 1. 年金資産残高、数理計算上の差異は市場動向にほぼ連動

（第1図）年金資産及び積立比率の推移



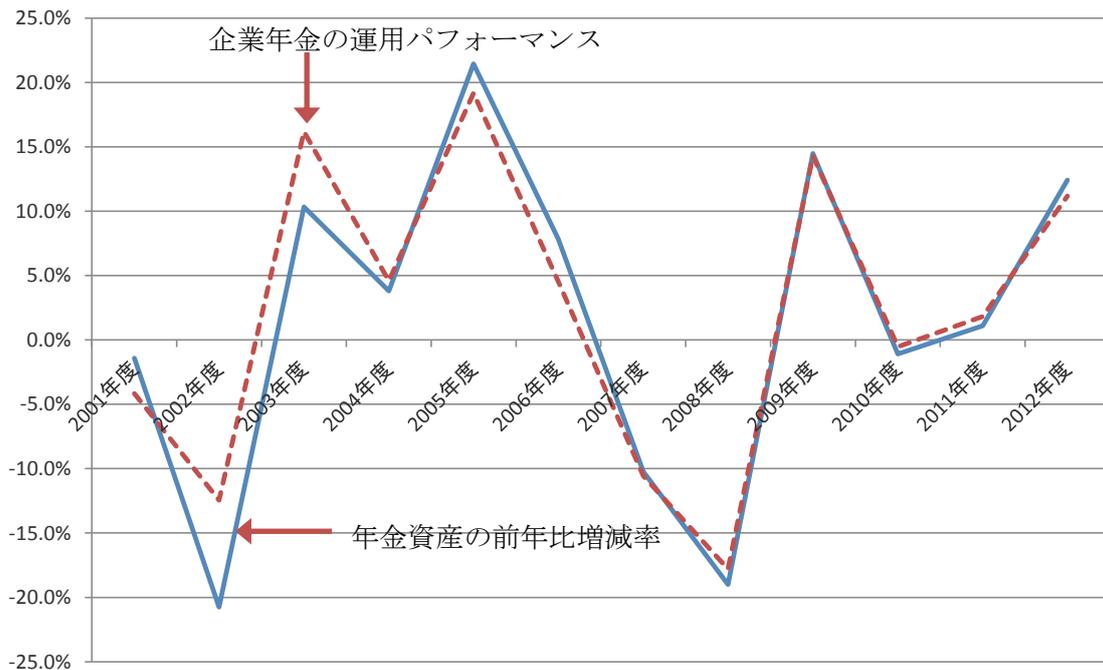
（注）日経メディアマーケティング社データを基に三菱UFJ信託銀行作成（以下、同じ）

集計対象とした 1714 社（上場企業のうち 3 月決算企業で退職給付会計導入後 12 年間のデータが継続入手可能な会社）の 2012 年度の年金資産残高は 40 兆 4600 億円となっています。同年度の退職給付債務は 60 兆 6400 億円であり、積立比率（年金資産／退職給付債務）は 67%になります。

年金資産及び退職給付債務、さらに積立比率を時系列で図示したのが第 1 図です。退職給付会計が導入された 2000 年度には年金資産が 36 兆 9200 億円、積立比率 54%からスタートし、その後 74%まで積立比率が向上した後、現在に至っています。

年金資産は掛金、給付、運用収益、さらには制度変更や廃止（代行返上や確定給付型年金制度から確定拠出年金への移行）、企業買収や企業分割など様々な要因により増減します。新しい会計基準では、年金資産の期首期末の調整表が開示され、増減について詳細に分析できることとなりますが、これまでの会計基準では、こうした情報がほとんど入手できないため、周辺情報を基に増減に関する事情を振り返ってみます。

（第 2 図）年金資産の前年比増減率と企業年金パフォーマンス



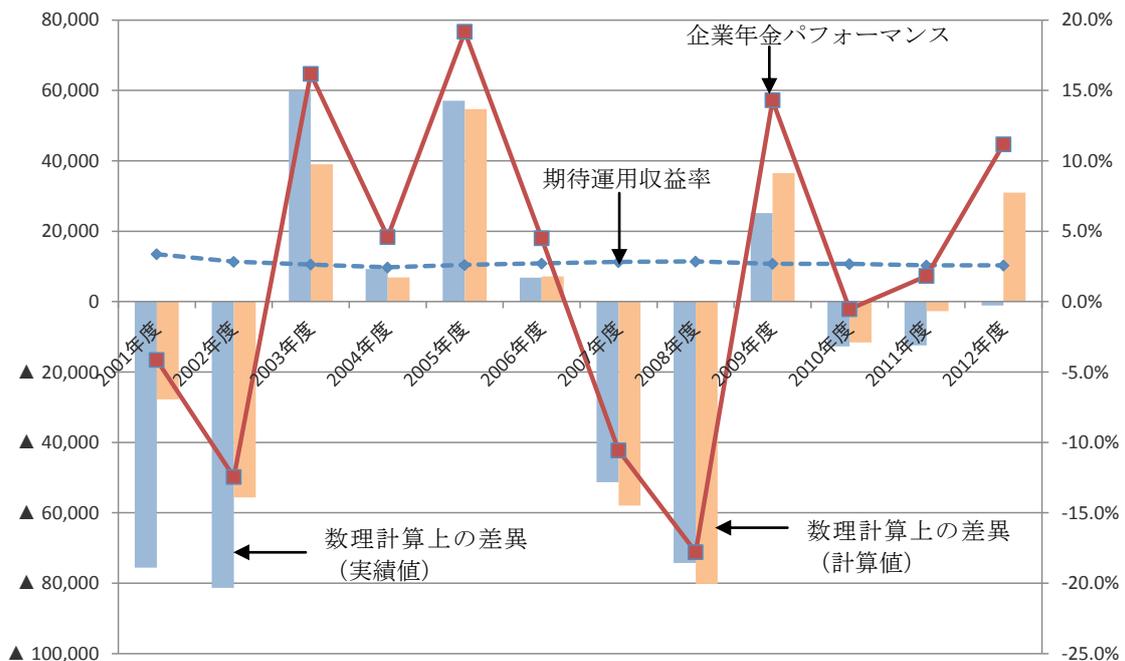
（出所）企業年金の運用パフォーマンスは企業年金連合会HP

第 2 図は、集計対象企業の年金資産の前年度比増減率と企業年金連合会調べによる企業年金のパフォーマンスを比較したものです。2001 年度から 2004 年度にかけて両者に多少の差がみられるものの、その後はほとんど乖離が見られません。至極当然の結果ではありますが、全体で見れば年金資産の増減はほとんどパフォーマンスで説明できると考えられます。ただし、退職給付会計導入直後だけは多少乖離が見られます。この時期は代行返上が

活発に行われた時期です。当時は（代行部分の）将来分返上時に過去分を含めて返上したとみなす会計処理が行われていたため、実際の年金資産と会計上の年金資産の増減に乖離が生じた可能性があります。

退職給付会計で各社の頭を悩ませているのが、こうした年金資産の変動とそれに伴う数理計算上の差異の発生であると思われます。そこで、過去の年金資産のパフォーマンスと発生した数理計算上の差異、さらに年金資産で発生したとみられる数理計算上の差異（期首の年金資産×（実際のパフォーマンス－期待運用収益率）で求めた額）を第3図に示しています。なお、年金資産で発生したとみられる数理計算上の差異（計算値）に関しては、期待運用収益÷期首年金資産で求めた値を期待運用収益率として計算しています。これは、注記として開示されている期待運用収益率は、何%～何%といった幅のある開示が多いため、実際に設定された水準の実態がつかみにくいからです。

（第3図）期待運用収益率及び数理計算上の差異の実績値と設定（計算）値比較



当然のことですが、期待運用収益率と実際の収益率の乖離の少ない年度（2004、2006、2010～2011年度）は数理計算上の差異の発生額は少額にとどまっており、それ以外の年度は多額の数理計算上の差異が発生しています。また、当初の3年間は発生すると見込まれる額と実際に発生した額がかなり乖離していましたが、その後は直近の2012年度以外は概ね一致しています。2012年度は実際のパフォーマンス（11.2%）が期待運用収益率（2.57%）を大きく上回っていたため、計算上は3兆円程度の数理計算上の差益が発生すると算出されましたが、実際は逆に1088億円の損失となっています。以前にもコメントしましたが、

2012年度は期末に金利が急低下し、多くの会社が割引率を引き下げたため、年金資産のパフォーマンスで発生する数理計算上の差益を退職給付債務で発生する数理計算上の差損で相殺してしまったと考えられます。逆に言えば、2000年度以降の期間では、数理計算上の差異は専ら資産サイドで発生していたといえます。2000年度以降にも2002年度のように金利が急低下する局面がありましたが、当時は一定期間の平均を反映して割引率の設定ができたため、そうした場面でも必ずしも割引率を引き上げる必要はありませんでした。しかし、2009年度の基準変更で期末の市場実勢利回りを基準に設定することになり、2012年度の金利急低下局面では、改正された基準の影響が出たと考えられます。

今年度末からの開示では退職給付債務、年金資産各々で期首期末残高の調整表を作成し、資産・負債各々で発生した数理計算上の差異を開示することになります。今後はそうした状況が正確に判明するようになるはずですが、

## 2. 制度変更による年金資産の大幅減少の状況

先月号では、過去勤務費用の発生状況から、制度変更の実施状況を推測してみました。過去勤務費用の定義は、制度変更による退職給付債務の増減ですから、それが新規に発生していれば制度変更を行った証となるからです。もっとも、退職給付債務だけでなく、年金資産の増減も制度変更を示唆することがあります。例えば、年金資産が大幅に減少している場合、会社分割など特殊な事例を除けば、制度の全部又は一部の終了（リストラ等による大量退職や代行返上を含む）が行われたと考えられるからです。そこで年度毎の年金資産の増減状況を基に制度変更の状況について振り返ってみようと思います。

繰り返しになりますが、2002年度から2004年度にかけては代行返上が活発だった時期です。厚生年金基金の加算部分の制度設計にもよりますが、代行返上による年金資産の減少率は第1表の分類でいえば30%以上50%未満、50%以上70%未満に含まれるケースが多いのではないかと考えられます。そうであれば、まさに2002～2004年度に多くの会社が代行返上を行ったと考えられます。なお、2008年度も多くの会社が減少率30%以上50%未満のゾーンにありますが、この年はリーマンショックの影響で年金資産のパフォーマンス自体が17.8%ものマイナスとなっています。企業年金制度の資産減少に加えて株式版の退職給付信託で保有する株式も減少したので、このくらいの減少率になったと想定されます。

一方、70%以上100%未満あるいは100%減少は、過去分を含めた確定給付型年金制度の確定拠出年金への全面移換だったり、年金制度の廃止を意味すると考えられます（集計対象とした会社は、退職給付債務の残高は0でない会社です。したがって、年金資産が0でも連結子会社を含めグループ会社内では退職一時金制度が実施されています）。集計対象会社中、年金資産が0の会社は2001年度には126社でしたが2012年度には、363社と3倍に拡大しています。これらの会社では、退職給付会計の例外処理を適用している厚生年金基金を除けば、確定給付型の企業年金制度は実施していないということになります。制度変更は、会社毎に様々な事情で行われると考えられますが、確定給付型の年金制度の資産を

減少させる制度改革は、年金資産を保有することによるリスク、すなわち数理計算上の差異の発生や掛金上昇リスクを回避したいという意向があると考えられます。

(第1表) 年度別の年金資産増減会社数及び減少率毎の会社数 (単位: 社)

	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
会社数	1714	1714	1714	1714	1714	1714
増加した会社	750	410	1223	1171	1392	1210
減少した会社	831	1171	343	395	157	322
期末年金資産0の会社	133	133	148	148	165	182
100%減少した会社	7	17	16	24	21	23
70%以上100%未満減少	19	53	36	27	9	10
50%以上70%未満減少	14	87	28	16	12	10
30%以上50%未満減少	29	106	53	32	23	15
	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
会社数	1714	1714	1714	1714	1714	1714
増加した会社	301	200	1198	688	899	1218
減少した会社	1211	1292	283	761	511	131
期末年金資産0の会社	202	222	233	265	304	365
100%減少した会社	20	19	28	52	66	6
70%以上100%未満減少	14	7	5	19	13	3
50%以上70%未満減少	7	15	13	14	9	1
30%以上50%未満減少	52	133	23	36	31	11

(注1) 増加した会社には、連結対象会社の異動により、前年度末年金資産0の会社で年金資産が増加するケースを含む。減少した会社には期末年金資産0の会社は含まない

(注2) 増加会社数に網掛けした年度はプラスのパフォーマンス。減少者数の網掛けはその逆

前述のとおり、今年度末から適用される改正退職給付会計基準においては、退職給付債務及び年金資産の残高調整表が開示されることとなります。退職給付債務や年金資産の増減について、その要因毎に数値が表示されれば、制度改正の状況や制度改正による会計数値への影響がより明確に示されることとなります。そうした情報が開示されることになれば、企業がその改正によって何を達成したかったのか、見直しの結果、企業の業績や財務内容にどのような影響を与えたかなどを説明する責任が発生する可能性があります。

年金コンサルティング部 リサーチグループ 久野正徳

年金基礎講座（制度・財政編⑤）

【今月のテーマ】  
財政方式

○財政方式

掛金の設定では、どのような「財政方式」で制度を運営するか、を決めることが必要です。年金制度の目的は、加入者に年金を給付することですが、そのための費用をどのようなタイミングで用意するか、という財政上の計画のことを財政方式といいます。大まかにいえば、財政方式には事前積立方式と賦課方式があります。

（第1表）主な財政方式

財政方式	使用されている制度
事前積立方式	
加入年齢方式	確定給付企業年金
開放基金方式	厚生年金基金（基本部分）
賦課方式	公的年金

○事前積立方式と賦課方式

約束した給付を行うための資産の裏付けが必要となるため、企業年金では通常、事前積立方式が採用されます。文字通り、給付に必要な資産を事前に積み立てておく方法です。

事前積立方式によって計画的に積立てを行えば、掛金の平準化を図ることができますし、積立金で運用収益を確保すればその分だけ資金負担を軽減できるというメリットも得られます。

一方、賦課方式で運営されている年金制度には、厚生年金保険や国民年金といった公的年金があります。企業年金と異なり、税金等で給付に必要な資金をその都度確保できることからこの方法が使われます。賦課方式は、事前積立と異なり給付時点で給付資金を調達するため、世代間の格差を生じさせる可能性があります。このため、公的年金では、よく「1人の年金受給者を何人で支えている」という説明があります。

なお、賦課方式の場合、積立金は不要ですが、実際は公的年金においてもある程度の積立金を保有しており、少子高齢化の進展等に備えています。

○加入年齢方式と開放基金方式

事前積立方式にもいくつかの方式があります。代表的な例として、加入年齢方式と開放基金方式の2つがあげられます。開放基金方式は厚生年金基金の基本部分で使われます。これに対し、加入年齢方式は多くの確定給付企業年金制度で採用されています。今回はこの加入年齢方式について説明いたします。

「確定給付企業年金ハンドブック」の「（制度・財政編No.2）財政計算とは」にも関連記事がありますのでご参照ください。

年金運用の現場から ファンドマネージャーの四方山話

～インフレヘッジとしての不動産投資～

《要約》

日銀による国債の大量購入等により、金利は低く抑えられている一方、足元で物価が緩やかに上昇していることから、年金運用においては、相当程度のインフレヘッジ効果のある資産の組み入れが必要となります。株式や外貨建資産以外では、年金運用のニーズに合わせた不動産商品は比較的取り組みやすい資産といえます。

政府・日銀が経済の活性化と2%インフレを目指す中、緩やかに物価は上昇しています。昨年11月に公表された「公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議」の報告書で、「デフレからの脱却を図り、適度なインフレ環境へと移行しつつある我が国経済の状況を踏まえれば、国内債券を中心とする現在のポートフォリオの見直しが必要」とされており、公的年金の運用においても、組み入れ資産の見直しなどの対応が検討されています。

消費者物価と長期金利



多くの年金資産において組み入れを行っている株式や外貨建資産もインフレに強い資産とされており、現状でもある程度のインフレ耐性はあるといえます。さらにインフレ対応

を進めるに当たっては、一定の許容リスクの下ではボラティリティの高い株式や為替の組み入れ比率の引き上げには限界があることから、代替となる資産の組み入れが必要となります。有識者会議の報告書でも、「新たな運用対象（例えば、REIT・不動産投資、インフラ投資、ベンチャー・キャピタル投資、プライベート・エクイティ投資、コモディティ投資など）の追加により運用対象の多様化を図り、分散投資を進めることを検討すべき」と記載されています。もっとも、これらの資産の組み入れに当たっては、市場環境の整備やリスク管理体制の構築、流動性や専門性の問題等、検討すべき課題も多く、これから運用を開始するためには相応の時間がかかるものもあります。

報告書の中で列挙された運用対象で比較的取り組みやすいものとしては、REIT・不動産投資があげられます。不動産投資の前回のピークは2007年で、当時は上場不動産投資法人（Jリート）と私募不動産ファンドが中心でした。しかし、その後のリーマンショックにおいて、Jリートは株式との相関が高く、私募ファンドは有期限で償還時の市場動向に依存すること等が弱点と認識されるようになりました。足元では、それらの問題に対応し、商品性に工夫がなされた不動産商品が残高を集めています。例えば、無期限で一定の流動性がある非上場オープンエンド型不動産投資法人（私募リート）や長期投資を前提とした低レバレッジの私募不動産ファンドは、ボラティリティが低く、安定的なインカムを期待できます。4月からの消費税引き上げに伴うインフレ期待も台頭しており、景況感の改善とともに不動産市況が回復している中、年金資金の運用ニーズに合わせて商品性が改善された不動産商品はインフレヘッジ効果のある資産として有望と考えられます。

## CSRとサステナビリティ

### ～地球の定員オーバー問題（11）～

#### CSRについて その3

##### 《要約》

CSRで儲けることはタブー視されていた。ただ、サステナビリティ問題が解決されなければ人類は生き延びられないため、CSRは利益が伴う必要がある。実際、缶詰パンのように人助けをしながら高収益を上げている会社もある。

前2回は、CSRについて、少なからず「辛気臭い」ことを述べた。事柄の性格からだと  
いうことでお許し願いたい。

今回は、CSRと儲けということについて考えていきたい。今まで述べてきたように、地球の定員オーバー問題に端を発する温暖化・気候変動だけとらえても、今後、地球環境が激変せざるをえないだろう。そうした変化は、ビジネスにとっては少なからぬ利益を追求できるチャンスでもある。

と言ったところで、落ち着かない人は多いと思う。社会的責任とかサステナビリティとかの単語を使う一方で「儲かりまっか」という言葉の「座り心地」が良くないのである。

ここはまず、筆者が最近つくづく感心した実話から始めたい。

#### 1. 「パンの缶詰」と「救缶鳥プロジェクト」

ご存じの人も多いと思うが、カンブリア宮殿というテレビ番組（2014年2月6日放送）で放送された「パンの缶詰」と「救缶鳥プロジェクト」という話である。

「パンの缶詰」は、栃木県那須塩原市にあるパンアキモト（秋元）が1996年から製造・販売する保存食・非常食である。オレンジ味やレーズン味などあって賞味期限が37か月、缶のまま温めて食べるとホカホカになり、まるで焼きたてのような味とにおいがするとう。今、ネットで調べたら1個400円足らずで買える、ただし1か月待ちとなっていた。

パンというものはそのままだとすぐにカビが生え、乾燥すれば崩れる。保存は無理で、乾パンしかあり得ないとされたものを、阪神淡路大震災で思い立った社長が、大変な苦勞をして缶詰化に成功したという商品である。2004年のスマトラ島地震の救援物資として実際に現地で活躍し、被災者が笑顔で食べている映像も見た。

缶詰パンは、NASAが注目して宇宙食になったともいうし、日本のほかアメリカ、中国、台湾でも特許をとったそうだが、もっとすごいのは、そのあとの「救缶鳥プロジェクト」である。

アキモト氏は、会社のお客さん相手に備蓄用としてまとまった缶詰パンを売るときに、2

年ごとに割引価格で更新販売することと、賞味期限が1年残ったパンを引き取って、世界の災害の被害者にそれを救援物資として送ることを約束し実行するのである。

したがって企業は、自社の社員の非常食を常に完備できて、救援物資を送るという立派なCSR活動もできるのである。

もちろんアキモトパンは、定期的に日本中あるいは世界中の大口客に缶詰パンを売り続けて、救援活動も続けられる。

みごとなものだと思う。

連想ゲーム的に、いろいろバリエーションが考えられる。

缶詰うどん、そば、カレーライスなどはどうだろう。あるいは、「缶詰3年セット、メニュー付きパック」とかして、上のように回収・救援プロジェクトにはどうだろう。ちなみに最近政府が設けた専門家などによる災害検討会は、各家庭で食料や飲料水などの備蓄を1週間分以上確保することが必要だと指摘している。このとき、誰にとっても準備は面倒であり、回収・補給はなおさらであるから、ビジネスチャンスがある。

## 2. CSRブランディング、CSRマーケティング

CSR関連の商品については、寄付や社会貢献活動により「社会的価値」を付加した商品ばかりを考えがちであるが、缶詰パンのように「本業」として、その強みを生かした素晴らしい商品を考えだして作り出すという方法こそが本命である。

なにより重要なことは、想定される顧客（被害者であることも多い）の身になって考え、アイデアを出し、商品を作って販売方法を考えることである。

温暖化のせいもあって（残念ながら）災害は今後増えていくと思われるが、マーケティング的にこれを見れば、広大な市場が広がっているといえるだろう。しかも、災害関連であるだけに、購入者は被害者自身とは限らず、そのときの関係者だけでもない。

さらに、サステナビリティ関係のニーズは、残念ながら、世界に向かって、また将来にわたって広がる可能性があり、強烈なニーズとなることも考えられる。いい製品・商品の開発者は人助けをしながら高収益をあげられるだろう。

## 3. 積極的にCSRを推進する人々

缶詰パンのような例をたくさん紹介したいところであるが、以下に2つの本と1つのWEBを紹介する。興味ある方はぜひご覧いただきたい。

(1) 『第5の競争軸 21世紀の新たな市場原理』ピーター・D・ピーダーセン（著）2009年9月朝日新聞出版

本書は、P.F.ドラッカー『既に起こった未来』から発想を得、文明的な転換が加速するとして、これまでの競争軸である①自己変革力、②マーケットシェア、③価格、④品質に加えて、第5の競争軸として『環境革新』+『持続可能性追求』を獲得すべきであると示

ている。また、これは、自社の持続的発展と、社会・自然の持続可能な発展とを同軸でとらえる経営をすることだと説く。そして、更に、参考情報として『持続的価値経営』に挑戦している企業 100 社を紹介している。

(2) 『儲からないCSRはやめなさい!』仁木 一彦(著)2012年2月日経新聞社

「社会貢献」から「ビジネス」へという文脈で、ソーシャルな企業のCSRブランディングを解いている。長期間にわたって高い収益を上げるためにはコーポレートブランドの向上が欠かせないとして、企業の長期利益に貢献し、持続的な成長につながるCSRの考え方・手法を解説している。

(3) 『レイ・アンダーソン : 地球に優しい商業倫理』(動画によるプレゼンテーション)

TED Talks <15分程度の素晴らしいプレゼンを紹介するサイト、日本語字幕あり>

[http://www.ted.com/talks/ray\\_anderson\\_on\\_the\\_business\\_logic\\_of\\_sustainability.html](http://www.ted.com/talks/ray_anderson_on_the_business_logic_of_sustainability.html)

自身の経営するオフィス用タイルカーペットを製造する会社で、12年間に82%ものCO<sub>2</sub>排出を削減しつつ、売上を66%伸ばし、利益を2倍にした実績とサステナビリティに対する思いを語る。伝統的に産業界の念頭にあった「取る、作る、捨てる」というシステムに革命を起こしたと自負しながらも、世界全体が2050年までにこうしたレベルのCO<sub>2</sub>削減を行わないと破壊的な気候変動は防げないとも説く。丁寧にわかりやすく、その地球に優しい商売の魅力あふれる展望を紹介する。

#### 4. CSR と利益

CSRで儲けることはダブー視されていた。あるいは「CSRは慈善活動」という呪縛があった。儲からないことが根本にあったのだと思う。

現在、ヒト、モノ、カネにおいて、世界で最も力があるのは国ではなく企業である。その意味で、サステナビリティ問題を解決するのは企業こそ本命であると思うし、そうしなければ人類は生き延びられない。それにはCSRが利益も伴う必要がある。

昔の殿様が語るのはせいぜい「県益」であったし、各国の首相は「国益」かもしれないが、今これほど差し迫ったサステナビリティ問題があるとき、「地球益」を唱えるリーダーが居ないことこそが問題である。

CSRなどという名前をつける必要などなく、企業が「地球益」を求める世の中になってほしいと思う。

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



## <コラム> アドリブ経済時評

### 蔓延する若年層のスマホ依存症

ひょっとして、学生の何人かがそうではないかと恐れていたが、最近、専門医の報告を読んで、その心配がいつそう深まった。

一日に十数時間も熱中する「ネット依存」が疑われる中高生が全国で（推計）52万人もいるという。厚生労働省の研究班が全国の中高生に調査して初めて明らかになった数字とこのことである。これに大きく影響を与えているのは急激に普及しているスマホ（スマートフォン）である。

一般的に、依存症というのは「使用を減らしたい、止めたいと思っても、自分の意思でコントロールできなくなった状態」を指す。

昨年発表された内閣府の調査によると、中学生の25%、高校生の56%がスマホを所有している。

「文芸春秋」3月号にレポートを書いた医師は、2年前に全国に先駆けて「ネット依存専門外来」を開設し、今では医師の人数を増やして週4日体制にしたが、患者は7か月待ちだという。そして外来で初めて分かったことは圧倒的に未成年が多いという事実である。

いまは、スマホは無料電話やメールだけでなく、ゲームやSNS（ネット上の交流サイト）とメニューが多いから、若者はこれらを目まぐるしく切り替えながら熱中し、スマホを片ときも手放せなくなって、まず睡眠時間がとれなくなり、学校に行かなくなって、これを取り上げると大暴れし、健康、日常生活に悪影響が出てくるということが多いらしい。

しかも、来院するときにはアルコールなど他の依存症が自覚するのと違い、スマホの場合にはほぼ全員が自覚もなく、やめようとも思っていないという。

さらに、他の依存症の場合には中高年が多く、その場合は自分の置かれた状況がわかって「酒は飲みたいが仕事に行けない」とかの「葛藤」が出てきて、治療に向かうこともあるのだが、若い人の場合には精神的に未発達なので、この「葛藤」が抜け落ちていることも多いのだという。

ネット上のバーチャルなアイデンティティーに固執する傾向が強く、最近報じられたように、アルバイト先の飲食店で悪ふざけをした写真をネット上に流して、リアルな社会で大問題となった事件もあった。

しかも、アルコールなどでは、それを「絶つ」ということが可能だが、スマホはゼロにして電話もメールもしないで暮らすことは現代では他の支障が出てくるのである。

治療法も確立されてなく、それがまた扱う病院が増えない原因となっていて、先行きがまるで見えない状態だとのことで、これから大問題となってくるだろう。

われわれ教育に携わるものや家庭では、最大限の注意が必要だと思われる。

【2014/2/25】

青山学院大学社会情報学部教授 岩井千尋



- ▶ 本資料は、お客様に対する情報提供のみを目的としたものであり、弊社が特定の有価証券・取引や運用商品を推奨するものではありません。
- ▶ 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、経済環境の変化や相場変動、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。また、記載されている推計計算の結果等につきましては、前提条件の設定方法によりその結果等が異なる場合がありますので、充分ご注意ください。
- ▶ 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士等にご確認くださいようお願い申し上げます。
- ▶ 本資料の分析結果・シミュレーション等を利用したことにより生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
- ▶ 当レポートの著作権は三菱 UFJ 信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。
- ▶ 本資料で紹介・引用している金融商品等につき弊社にてご投資いただく際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。また、各商品等には相場変動等による損失を生じる恐れや解約に制限がある場合があります。なお、商品毎に手数料及びリスクは異なりますので、当該商品の契約締結前交付書面や目論見書またはお客様向け資料をよくお読み下さい。